

## 健康支援学会 利益相反（COI）に関する指針の細則

### （目的）

第1条 この規則は、日本健康支援学会（以下、「本学会」と略す。）が「日本健康支援学会における事業遂行に係る利益相反（COI）に関する指針：2025年」（以下、「本指針」と略す。）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法と、違反者への処置方法を示すことを目的とする。

### （本学会会誌などでの COI 自己申告書の提出）

- 第2条 著者（筆頭著者ならびに共同著者）が開示する義務のある COI 状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体など（以下「企業や団体」という）に関わるものに限定する。
2. 前項に定める「関連する企業や団体」とは、健康支援研究に関し、次のような関係をもった企業・組織や団体とする。
    - ① 健康支援研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
    - ② 健康支援研究で評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
    - ③ 健康支援研究で使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
    - ④ 健康支援研究に対して研究助成・寄附などを行っている関係
    - ⑤ 健康支援研究で未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
  3. 会誌「健康支援」などに論文（総説、原著、実践活動報告、事例報告、資料、その他、ならびに論文に準ずる文書）を投稿する際に、学術的発表内容に係る企業や団体との投稿時から遡って3年間の COI 関係を著者全員が公開することとする。該当する場合には「自己申告による利益相反申告書」（別紙様式 A）により、編集委員会に提出する。
  4. 編集委員会は、運用の実施が本指針に沿ったものであることを検証し、会員以外の投稿者も含め、本指針に反する場合には、掲載を差し止める等の処置を講ずることができる。
  5. 自己申告が必要な金額は、第8条で規定された金額とする。

### （学会等発表時の利益相反状態の開示方法）

第3条 会員、非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する学術大会などで健康支援研究に関する発表・講演を行う場合、発表者（筆頭演者ならびに共同発表者）が開示する義務のある COI 状態は、本細則の第2条2項に定める、学会が行う事業に関連する企業や団体に関わるものに限定する。

2. 当該演題発表に関して、「研究に関連する企業、法人組織や営利を目的とした団体」との経済的な関係について、抄録提出前3年間における COI 状態の有無を発表時に自己申告・開示しなければならない。
3. 自己申告が必要な金額は、第8条で規定された金額とする。

#### (役員利益相反自己申告書の提出)

第4条 本学会の役員（理事長、常任理事、理事、監事、顧問、評議員）ならびに学術大会担当責任者（学術大会長）は、本人ならびに配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、就任時の前年度3年間における COI 自己申告書を、就任時および就任後は任期1期3年ごとに、理事長宛てに事務局へ提出しなければならない。既に COI 自己申告書を提出している場合には改めて提出する必要はない。ただし、これらの者が行う COI 自己申告内容は、本細則の第2条2項に定める、学会が行う事業に関連する企業や団体（第2条2項）に関わるものに限る。

2. 「自己申告による利益相反申告書」（別紙様式 B）は、事務局に提出する。
3. 自己申告が必要な金額は、第8条で規定された金額とする。
4. 在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、3か月以内に「自己申告による利益相反申告書」（別紙様式 B）を提出しなければならない。

#### (自己申告書の取り扱い)

第5条 COI 自己申告書は提出の日から3年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 自己申告書も、最終任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。3年間の期間を経過したものについては、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 自己申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。

2. 提出された COI 自己申告書は、総務委員会で必要に応じて審議する。総務委員会では、審議の結果について理事長および常任理事会、理事会に報告する。理事会は、重大な COI 状態にある自己申告については、その対応について総務委員会に意見を付して報告する。
3. COI 状態の情報は、~~第3条の場合を除き~~原則、非公開とする。ただし、学会の活動、委員会の活動、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、常任理事会や理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らして開示が必要とされる者以外の者に開示してはならない。

4. 会員もしくは非会員から指名した開示請求（法的請求も含めて）があった場合、相当な理由があるときは、理事会が個人情報の保護を考慮しながら適切に対応する。理事会は開示請求書を受領してから 7 日以内に理事会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。理事会で対応できないと判断された場合は、その旨を常任理事会に報告し、常任理事会もしくは理事長の判断に委ねるものとする。

（違反者に対する措置）

第6条 会誌「健康支援」などで発表を行う著者から提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、編集委員長が十分な調査、ヒアリングなどを行い、判定の結果を常任理事会に報告する。常任理事会が深刻な COI 状態であることを判定するものである場合は、理事会に付議して、その判断に委ねるものとする。

2. 学術大会で発表者から開示された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、学術大会長が十分な調査、ヒアリングなどを行い、判定の結果を常任理事会に報告する。常任理事会が深刻な COI 状態であることを判定するものである場合は、理事会に付議して、その判断に委ねるものとする。
3. 役員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に提出された COI 自己申告事項に疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、総務委員会は常任理事会に諮問し、常任理事会もしくは理事会の判断に委ねるものとする。
4. 理事会は、指針違反が本学会の目的に反する行為であったかを審議し、本学会の目的に反する重大な行為であったと判断した場合には、会則により、理事会の議決を経て、その違反者を除名することができる。その違反の程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。
  - ① 本学会が開催するすべての学術総会、講演会での発表禁止
  - ② 本学会の学会機関誌への論文の掲載禁止、あるいは論文の撤回
  - ③ 本学会の学術大会の会長就任禁止
  - ④ 本学会の常任理事会、理事会、委員会、その他作業部会等への参加禁止
  - ⑤ 本学会の役員の解任、あるいは役員になることの禁止
  - ⑥ 本学会の会員資格停止、除名、あるいは入会の禁止

（不服申立て）

第7条 第 6 条により処分を示された場合、その対象者は処分内容に不服があるときは、処分が示された後 7 日以内に理事長あてに不服申し立てを請求することができる。不服申立ての審査請求を受けた場合には、常任理事会は、速やかに協議し、これを受理した場合、理事会へ調査委員会等の立ち上げ、再調査を指示する。理事会は 30 日以内に調査結果を理事長に提出し、不服申立者に調査結果を通知する。

(COI 自己申告が必要な基準)

第8条 以下に定める項目に該当する場合は、該当者は当学会に対して COI 申告を行わなければならない。

- ① 健康支援研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上の場合
- ② 株式の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円以上の場合
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1 つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上の場合
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については 1 つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上の場合
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1 つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上の場合
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1 つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上の場合

ただし、⑥、⑦については、研究成果の発表に関連して、筆頭発表者個人かまたは筆頭発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合には、それらの金額に加えて申告することを要する。

(細則の変更)

第 9 条 本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。常任理事会は、本細則の見直しのための協議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

細則は、2025年4月1日より施行する。